## 農業者年金保険料を確定申告する際のお知らせです。

- ◎ 農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象 です。
  - ※ 社会保険料控除の確定申告をすると所得税と住民税が軽減されます。

生計を一にする配偶者その他の親族の保険料を納付(負担)した場合も対象になります。

- 納付した保険料額は、最寄りのJAで振替口座の記帳をして確認をお願いします。
  - ※ 農業者年金保険料は、JA口座から自動振替により納付をお願いしています。

農業者年金の保険料の納付額は、1月下旬頃から最寄りのJAにおいても確認することができますので、お問合せください。

また、農業者年金記録管理システムを利用している農業委員会及びJAにおいては、 保険料納付額の印刷ができます。

- ◎ 農業者年金保険料の確定申告時に、証明書の添付は必要ありません。
  - ※ 所得税法の規定により、証明書添付は義務付けられていません。

確定申告書に、平成27年中に納付した保険料額を記入してください。

- 「前納納付」した保険料は、27年又は28年のどちらかの年を選んで確定申告することができます。
  - ※ 平成28年分(1月分から12月分)保険料を平成27年12月24日(木)に「前納納付」した方が対象です。

「前納納付」した平成28年分保険料は、支払った平成27年分として28年の確定申告の時又は平成28年分として29年の確定申告の時のどちらかの年に控除を受けることができます。(国税庁所得税基本通達74・75-1及び2)

問合せ先

独立行政法人農業者年金基金

業務部適用・収納課(TEL:03-3502-3946) 専門相談員(TEL:03-3502-3199)